

越 監 公 表 第 1 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和2年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和3年（2021年） 4月 1日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和2年度越谷市包括外部監査報告書（概要版）

越谷市包括外部監査人 長田慶洋

1. 選定した特定の事件

消防事業に関する事務の執行について

2. 事件を選定した理由（要旨）

近年では、大規模災害時の消防活動に対する市民の関心の高まりや建築物の高層化、大規模化にともなう都市構造の変化など、消防を取り巻く環境は大きく変遷しており、消防に求められる役割はますます大きくなっている。火災予防では、建物火災の大半を占める住宅火災を未然に防ぐため、市民への防火意識の高揚や予防対策の充実が求められている。救急では、「救命」を目的に高度化が図られている。また、消防団は、消火活動のほか、災害時の救助、避難誘導など重要な役割を担っていることから、消防団員の確保や施設・装備の充実が求められている。越谷市の令和元年度予算における消防費は3,476百万円で一般会計98,300百万円の3.5%であり大規模なものではない。しかし、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助等により、災害等から市民の生命、身体及び財産を守る消防の責務は重要性を増しており、消防機能の充実は越谷市にとって大きな課題になっている。限られた予算と人員で市民の生命及び財産の安全という目標に効率的に対処することは市民にとって関心の高い事項と考えられる。「安全・安心な生活を育むまちづくり」の観点から消防という特殊な事業に対する市の取組みを検証することは、市民利益に有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

3. 報告書の構成

I. 包括外部監査の概要

II. 全般

越谷市の概況、越谷市消防本部の沿革、越谷市の消防事業の概要、消防本部の歳入・歳出、関連する主な法律等

III. 各論

1. 抽出した消防事務

2. 消防本部総務課（消防署及び分署、救急課を含む）

職員人件費、消防施設改修費

3. 予防課（消防署及び分署を含む）

火災予防事業、消防音楽隊活動、火災予防措置、消防設備等に関する事務、防火管理、立入検査、危険物規制業務、違反処理、違反対象物公表制度

4. 警防課（消防署及び分署を含む）

火災・救助活動事業、消防団員費、消防団活動費、消防団施設管理費、消防団施設整備事業、常備消防車両等整備事業、非常備消防車両等整備事業、消防水利整備事業、震災対応/消防団活動の拡大

5. 救急課（消防署及び分署を含む）

救急活動事業、救急救命士養成事業、応急手当普及啓発事業、常備消防車両等整備事業

IV. 監査の結論

1. 監査のまとめ

2. 「監査の結果」の一覧表
3. 「意見」の一覧表

4. 監査の結論

「監査の結果」と「意見」は次のとおりである。

(1) 総務課

仮眠室の個室化またはパーテーション化の推進について「監査の結果」とした。消防職員の給料表、救急業務手当、救急隊の業務負担の平準化、ジョブローテーションを可能とする人材育成について「意見」とした。

(2) 予防課(消防署及び分署を含む)

防火対象物の網羅的な把握について「監査の結果」とした。資格取得の支援、予防課と消防署・各分署間での人事異動、住宅用火災警報器の設置率を向上させる継続した取り組み、防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握、連絡調整会議における毎月の進捗管理について「意見」とした。

(3) 警防課(消防署及び分署を含む)

訓練にのみ使用される消防ホースの取り扱い、資機材搬送車の積載器具、消防車両の標準化、ライフサイクルコストの見積について「意見」とした。

(4) 消防団

消防団員への年額報酬の支払い、消防団に配備されている備品の設置場所の登録、土地賃貸借契約、登記、消防団器具置場の建物の耐震性能の確認、非常備消防車両の計画的な更新について「監査の結果」とした。女性の参加、消防団員の充足率、消防団員を増やす全庁的な取組、消防団器具置場に配備された物品の有効利用、消防団器具置場の移転地、消防団器具置場の耐震の高度化、消防ポンプ自動車のAT車化について「意見」とした。

(5) 救急課(消防署及び分署を含む)

転院搬送の「調査・検証」の実施、救急車の配置の不足について「監査の結果」とした。救急隊の救急救命士の配置計画等の策定・実施、救急自動車のオルタネーターの故障の防止、救急自動車購入時期の分散、非常用救急車の配置の増車、救急医薬剤等在庫調べの必要定数の記載、救命講習会の受講人数、救命講習会の応募団体、応急手当普及員講習会について「意見」とした。

以上

(別紙1) 監査のまとめ

	総務課	予防課(*)	警防課(*)	消防団	救急課(*)
人に関する事項	<p>【意見1】 消防職員の給料表</p> <p>【意見2】 救急業務手当</p> <p>【意見3】 救急隊の業務負担の平準化</p> <p>【意見4】 ジョブローテーションを可能とする人材育成</p>	<p>【意見8】 資格取得の支援</p> <p>【意見9】 予防課と消防署・各分署間での人事異動</p>		<p>【監査の結果3】 消防団員への年額報酬の支払い</p> <p>【意見14】 女性の参加</p> <p>【意見13】 消防団員の充足率</p> <p>【意見21】 消防団員を増やす全庁的な取組</p>	<p>【意見25】 救急隊の救急救命士の配置計画等の策定・実施</p>
物(施設・備品)に関する事項	<p>【監査の結果1】 仮眠室の個室化またはパーテーション化の推進</p> <p>【意見5】 女性用設備の整備</p>		<p>【意見11】 訓練にのみ使用される消防ホースの取扱い</p> <p>【意見12】 資機材搬送車の積載器具</p> <p>【意見18】 消防車両の標準化</p> <p>【意見19】 ライフサイクルコストの見積</p>	<p>【監査の結果4】 消防団に配備されている備品の設置場所の登録</p> <p>【監査の結果5】 土地賃貸借契約、登記</p> <p>【監査の結果6】 消防団器具置場の建物の耐震性能の確認</p> <p>【監査の結果7】 非常備消防車両の計画的な更新</p> <p>【意見15】 消防団器具置場に配備された物品の有効利用</p> <p>【意見16】 消防団器具置場の移転地</p> <p>【意見17】 消防団器具置場の耐震の高度化</p> <p>【意見20】 消防ポンプ自動車のAT車化</p>	<p>【意見22】 救急自動車のオルタネーターの故障の防止</p> <p>【意見23】 救急自動車購入時期の分散</p> <p>【意見24】 救急医薬剤等在庫調べの必要定数の記載</p> <p>【意見29】 非常用救急車の配置の増車</p> <p>【監査の結果9】 救急車の配置の不足</p>
情報(事業)に関する事項		<p>【監査の結果2】 防火対象物の網羅的な把握</p> <p>【意見6】 住宅用火災警報器の設置率を向上させる継続した取組</p> <p>【意見7】 防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握</p> <p>【意見10】 連絡調整会議における毎月の進捗管理</p>			<p>【監査の結果8】 転院搬送の「調査・検証」の実施</p> <p>【意見26】 救命講習会の受講人数</p> <p>【意見27】 救命講習会の応募団体</p> <p>【意見28】 応急手当普及員講習会</p>

(*)消防署及び分署を含む。

消防職員、消防団員に関する事項として、結果1、意見10が検出された。施設、備品に関する事項として、結果6、意見13が検出された。事業に関する事項として、結果2、意見6が検出された。

(別紙2)「監査の結果」と「意見」の一覧表

「監査の結果」の一覧表

記載箇所	項目	内容
Ⅲ. 各論		
消防本部 総務課		
(2) 消防施設改修費		
③ (オ) 個室化またはパーテーション化の推進	【監査の結果 1】 仮眠室の個室化またはパーテーション化の推進	間久里分署、大相模分署では大部屋を仮眠室として利用している。心身の疲労回復に資するとともに、感染症対策からも個室化またはパーテーションの設置を早期に実施するべきである。
消防本部 予防課		
(6) 立入検査		
③ (ア) 消防法第4条に基づく査察の実施状況	【監査の結果 2】 防火対象物の網羅的な把握	防火対象物データベースにもなる消防情報支援システムを活用して管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、立入検査実施計画の策定を行い、業務に反映させることが必要である。
消防本部 警防課		
(2) 消防団員費		
③ (ア) 消防団の団員数	【監査の結果 3】 消防団員への年額報酬の支払い	警防課は、消防団による①継続の意思確認、②休団勧奨、③免職の対応を確認したうえ報酬を支払う必要がある。
(3) 消防団活動費		
③ (ア) 備品管理	【監査の結果 4】 消防団に配備されている備品の設置場所の登録	消防団に配備されている備品について、直近で購入した 11 品を除き、その設置場所が警防課とされているが、備品の適切な管理のため、備品の設置場所は当該備品が配備された場所とする必要がある。
(4) 消防団施設管理費		
③ (ア) 消防団器具置場に使用している土地の権利関係	【監査の結果 5】 土地賃貸借契約、登記	消防団器具置場として使用している土地について、所有者と書面による賃貸借契約が締結されていない土地が 1 件、登記が行われていない土地が 3 件あった。消防団器具置場としての権利関係の安定化のため、賃貸借契約の締結あるいは登記を行う必要がある。
③ (イ) 消防団器具置場の耐震性	【監査の結果 6】 消防団器具置場の建物の耐震性能の確認	消防団器具置場について耐震性能を確認する必要がある。消防団器具置場の地域の防災拠点としての役割を十分に果たせるよう個別施設計画のなかで検討するべきである。

記載箇所	項目	内容
(7) 非常備消防車両等整備事業		
③ (ア) 車両配備の状況	【監査の結果 7】非常備消防車両の計画的な更新	越谷市消防団に配備されている車両を計画的に更新整備する必要がある。
消防本部 救急課		
(1) 救急活動事業		
③ (ア) 転院搬送	【監査の結果 8】転院搬送の「取組効果の検証」の実施	転院搬送における救急車の適正利用についての「取組効果の検証」は、出来るだけ早期に実施すべきである。
(4) 常備消防車両等整備事業		
③ (ウ) 救急車の配置数	【監査の結果 9】救急車の配置の不足	現時点で不足している救急自動車2台分についても、速やかに整備すべきである。

「意見」の一覧表

記載箇所	項目	内容
Ⅲ. 各論		
3. 消防本部 総務課		
(1) 職員人件費		
③ (ア) 給料表	【意見 1】消防職員の給料表	消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。また、消防組織は、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ。階級制度を維持しながら、給料の水準を適正に保つために、消防職員の給料については一般職員と異なる特別給料表の採用を検討することが望ましい。
③ (イ) 特殊勤務手当	【意見 2】救急業務手当	救急救命士による処置範囲の拡大、近隣中核市の職員の給与の状況等を鑑み救急業務に関する特殊勤務手当のあり方について検討することが望ましい。
③ (ウ) 超過勤務	【意見 3】救急隊の業務負担の平準化	救急隊の業務負担が平準化できるような体制を構築できないか検討することが望ましい。
③ (ウ) 超過勤務	【意見 4】ジョブローテーションを可能とする人材育成	ジョブローテーションが実施できるよう、警防・救助活動と救急活動を担える人材育成を計画的に行えないか検討することが望ましい。
(2) 消防施設改修費		
③ (カ) 女性消防吏員向けの施設整備状況	【意見 5】女性用設備の整備	間久里分署、大相模分署には女性用の設備が整備されていない。建替え、改修時には仮眠室、更衣室、浴室等女性用の設備を整備することが望まれる。

記載箇所	項目	内容
消防本部 予防課		
(1) 火災予防事業		
③ (ウ) 住宅用火災警報器の設置率	【意見 6】住宅用火災警報器の設置率を向上させる継続した取組	住宅用火災報知器の設置義務付けから 10 年以上経過しており、老朽化が進んでいる既設の住宅用火災警報器について適切に維持管理されるよう指導していく必要がある。国と連携する事業などを積極的に活用して、住宅用火災警報器の設置率を向上させるよう継続して取り組むことが望ましい。
(5) 防火管理		
③ (ア) 防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握	【意見 7】防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握	消防情報支援システムを活用して、防災管理者・防火管理者の選任状況を網羅的に確認できるようにし、業務に反映することが望ましい。
③ (ア) 消防法第 4 条に基づく査察の実施状況	【意見 8】資格取得の支援	予防業務に関する資格取得について、今後、受験料、教材費、講座受講料の補助をするなど資格取得の拡充に努めることが望ましい。
③ (ア) 消防法第 4 条に基づく査察の実施状況	【意見 9】予防課と消防署・各分署間での人事異動	予防課と消防署・各分署間での定期的な人事異動をすることが望ましい。
③ (ア) 消防法第 4 条に基づく査察の実施状況	【意見 10】連絡調整会議における毎月の進捗管理	消防本部として効果的な査察を実施するために立入検査実施計画に基づく立入検査が実施されているかどうか等について定期的に検証を行うことが必要であり、毎年度の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の執行方針に反映させる等、PDCA サイクルにより改善の取組を継続することが必要である。毎月の連絡調整会議でこのような取組を行うことが望ましい。
消防本部 警防課/消防署及び各分署		
(1) 火災・救助活動事業		
③ (エ) 消防ホース	【意見 11】訓練にのみ使用される消防ホースの取扱い	備品台帳に計上されている消防ホースのうち訓練のみに使用される消防ホースについては、その取得時点で想定されている用途とは異なった用途で使用されているため、備品台帳に計上し続けず、除却処理を行うことが望ましい。
③ (オ) 備品管理	【意見 12】資機材搬送車の積載器具	越谷市の備品管理台帳の計上ルールでは、備品として管理すべきものが、資機材搬送車の積載器具として管理されている。資機材搬送車と一体ではない備品は、資機材搬送車とは別に備品として管理することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(2) 消防団員費		
③ (ア) 消防団の団員数	【意見 13】消防団員の充足率	越谷市消防団員充足率は、川口市を除く近隣市町に比較してやや低い。消防団としての適切な活動を行うためには、その団員数が条例定数を満たす必要がある。新興住宅地での消防団への加入を促し、充足率の向上を図ることが望ましい。
③ (エ) 女性の参加	【意見 14】女性の参加	越谷市は機能別団員の設立 2 年後以後、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」(令和元年 12 月 13 日消防地第 288 号消防庁長官通知)に定められた女性の入団は比率 10%を達成している。一方で、基本団員の女性の入団比率は、令和 2 年度で、6.7%と 10%を下回る。今後は、基本団員においても、女性の入団比率が 10%を達成するように、地域の消防団への入団についての勧誘や女性が消防団員として活動することの配慮等を行うことが望まれる。
(3) 消防団活動費		
③ (エ) 備品の管理	【意見 15】消防団器具置場に配備された物品の有効利用	消防団器具置場に配備された物品のうち、消防職員による消防団員への操作指導が必要なものについては、策定した計画に基づき操作指導及び訓練を行い、有効に活用することが望まれる。
(5) 消防団施設整備事業		
③ (ア) 消防団器具置場の建替スケジュール	【意見 16】消防団器具置場の移転地	消防団器具置場の移転については、地域の消防団としての継続性を考慮して近接地に移転されることが多いが、現在の消防団器具置場の位置は、数十年にわたり基本的に変更されていないため、現在の越谷市の人口分布と相違する場合がある。今後の移転については、この点についても考慮することも望まれる。
③ (ウ) 消防団器具置場の耐震性能	【意見 17】消防団器具置場の耐震性能	今後の消防団の役割が初期消火活動に加え、地域の防災活動に拡大することに対応して、その拠点としての役割を考えれば、今後の消防団器具置場の建替えの際には、より高い耐震性能を有する構造に建替えることも検討することが望ましい。
(6) 常備消防車両等整備事業		
③ (イ) 車両更新手続	【意見 18】消防車両の標準化	消防車両及び資機材の高度化にともなう価額の上昇していることから、高度な消防車両及び資機材を従来どおりの更新年度で更新を行うためには、人口規模・都市形態・地理的条件が似ている近隣市町と協力して、ある程度の消防車両の標準化を進めていくことが望まれる。
③ (ウ) ライフサイクルコストの見積	【意見 19】ライフサイクルコストの見積	現在は、消防車両の更新の際は、検討レベルではライフサイクルコストは考慮されているもの、最終的には製造請負契約についての競争入札で決定される。消防車両及び資機材の高度化による高価格化と更新期間が長いことからくるオーバーホール費用の高額化に対して、過去の越谷市消防本部のデータの活用及び

記載箇所	項目	内容
		近隣市町の消防本部との情報交換により、オーバーホールの費用のデータを蓄積することで、ライフサイクルコストを正確に見積もり、消防車両の更新の際に考慮することが望まれる。
(7) 非常備消防車両等整備事業		
③ (イ) 消防ポンプ自動車の運用	【意見 20】消防ポンプ自動車のAT車化	消防団に配備されている消防ポンプ自動車は、マニュアル車 (MT 車) であるが、近年は、オートマチック車 (AT 車) 限定免許の保有者は少ないために、AT 車を計画的に更新することが望まれる。
(9) 震災対応/消防団活動の拡大		
③ (ア) 充実強化法	【意見 21】消防団員を増やす全庁的な取組	消防団協力事業所の増加のためには、事業所に対する効果的なメリットを用意することが必要である。一定の要件を満たす消防団協力事業所に対する減税措置、入札参加資格の加点、奨励金の支給等の措置を検討することが望ましい。
消防本部 救急課		
(1) 救急活動事業		
③ (ウ) 救急車の故障	【意見 22】救急自動車のオルタネーターの故障の防止	救急自動車のオルタネーターが複数台同時に故障する事例があったが、オルタネーターが故障すれば現場で救急自動車が動かなくなる事態も想定されるため、故障の防止を図るよう整備することが望まれる。
③ (ウ) 救急車の故障	【意見 23】救急自動車購入時期の分散	近接した時期に救急自動車を購入すると、近接した時期にオルタネーターが故障する可能性があるため、購入計画時に、購入の時期が近接しないよう、留意することが望ましい。
③ (エ) 救急医薬剤等在庫調への必要定数の記載	【意見 24】救急医薬剤等在庫調への必要定数の記載	救急医薬剤等在庫調べに必要な数量欄を設けることを検討することが望ましい。必要数量欄を設け、棚卸数量が必要数量を下回った際には発注を行うことで、必要な在庫を確保する効果が期待される。
(2) 救急救命士養成事業		
③ (ア) 救急隊の救急救命士の配置	【意見 25】救急隊の救急救命士の配置計画等の策定・実施	救急隊に2名以上の救急救命士が配置されていない6隊の救急隊について、救急救命士を2名以上とすることが望ましい。
(3) 応急手当普及啓発事業		
③ (イ) 救命講習会	【意見 26】救命講習会の受講人数	一定の水準を維持するためには、数値的な目標を掲げることも有用である。そこで、「計画」で目標となる受講人数を設定することが望ましい。
③ (イ) 救命講習会	【意見 27】救命講習会の応募団体	応募があった団体等のみならず、いままで応募がなく講習をしていない団体に対しても受講の働き掛けをすることが望ましい。
③ (ウ) 応急手当普及員講習会	【意見 28】応急手当普及員講習会	小中学校の教諭と埼玉県立大学の学生以外の、市内の会社・事業所からも、応急手当普及員講習会への参加を促すことが望まれる。また、応急手当普及員を失

記載箇所	項目	内容
		効させないための再講習について、小中学校教諭以外にも受講させることを検討することが望ましい。
(4) 常備消防車両等整備事業		
③ (エ) 非常用救急自動車の台数	【意見 29】非常用救急車の配置の増車	稼働中の救急車が 8 台を超えた場合に、非常用救急自動車の台数を 3 台とするか否かにつき、検討しておくことが望まれる。

以上